

地域密着型特別養護老人ホーム
(地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護)
整備法人
公 募 要 項

令和5年度第2回
加古川市

1 公募の趣旨

加古川市では、利用者が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、日常生活圏域ごとの整備バランスを考慮しながら、介護サービス基盤整備を計画的に進めています。

本公募は、地域密着型サービスのうち、地域密着型特別養護老人ホームを整備するために行うものです。

2 公募対象の地域密着型サービス事業等、日常生活圏域及び必要整備量

サービスの種類	日常生活圏域	必要整備量
地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	市内全圏域	1 施設 (ユニット型 29 床以下) ※既存の同サービス種別の事業所から直線距離で 1 k m 以内の土地での応募不可 (※ 1)

(※ 1) 次の①、②又は③にあてはまる場合は除く。

- ①整備優先圏域である場合
- ②既存施設への併設・隣接等により人員基準上のメリットがある場合
- ③法人が平成 30 年 4 月 17 日時点で所有している土地又は法人理事・役員が平成 30 年 4 月 17 日時点で所有しており、法人へ無償譲渡・寄付予定の土地

3 事業者の資格要件

- 1 応募できる事業者は、社会福祉法人（設立予定者も可）であること。
- 2 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び同条第 6 項第 1 号から第 3 号の 4 まで並びに第 115 条の 12 第 2 項各号及び同条第 4 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当しないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じていること）。
- 4 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

4 詳細要件

【ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

人員基準	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
	生活相談員	常勤の職員を1以上	
	介護職員又は看護職員	・常勤換算方法で3:1以上 ・介護職員のうち、常勤の職員を1以上 ・看護職員のうち、常勤の職員を1以上 ・常時1人以上介護職員に従事させなければならない ・昼間については、ユニットごとに常時1人以上 ・夜間及び深夜については、2ユニットに1人以上 ・ユニットごとに常勤のユニットリーダー（ユニットケアリーダー研修を受講した従業者）を配置	
	栄養士又は管理栄養士	1以上（他施設の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより、当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がない場合は不要）	
	機能訓練指導員	1以上（当該施設の他の職務に従事可能）	
	介護支援専門員	常勤かつ専従の職員を1以上（入所者の処遇に支障がない場合は当該事業所の他の職務に従事可能）	
	管理者	常勤かつ専従であること（管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務または同一敷地内の他の事業所等の職務又はサテライト型居住施設の職務に従事可能）	
設備基準	ユニット	居室	① 居室の定員：1人（入所者への提供上必要と認められる場合は、2人） ② いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること ③ 1ユニットの定員は原則おおむね10人以下（15人を超えないものとする） ④ 地階を設けてはならない ⑤ ①の居室の面積等は10.65㎡以上、ただし、居室の定員が2人の場合は21.3㎡以上 ⑥ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ⑦ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること ⑧ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して解放できるようにすること ⑨ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ⑩ ブザー又はこれに代わる設備を設けること

設備基準	ユニット	共同生活室	① いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ② 地階に設けてはならない ③ 床面積は 2 m ² にユニットの入居定員を乗じて得た面積以上 必要な設備及び備品を備えること
		洗面設備	① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ② 要介護者が使用するのに適したもの
		便所	① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ② ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとする
	浴室	要介護者が使用するのに適したもの	
	医務室	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること	
	その他	① 廊下の幅は 1.5m以上、ただし、中廊下の幅は 1.8m以上（廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらない） ② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること ③ 廊下及び階段には手すりを設けること ④ 階段の傾斜は緩やかにすること ⑤ ユニット又は浴室が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること（エレベーターを設ける場合は不要） ⑥ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること	
・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） ・ 加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則 その他関係法令・通知を遵守すること			

5 留意事項

- 1 令和5年度末までに開設する事業を対象とします。
- 2 事業所を整備する用地は、許認可等が得られる見通しである用地とします。また、公募対象施設は災害時の要配慮者施設に該当するため、土砂災害や浸水被害の恐れが少ない用地となるよう留意してください。
- 3 用地はその所有権を取得することを原則とします。ただし、用地の所有権を取得することが困難な場合は、用地の賃貸借契約若しくは地上権の設定によること又は用地及び建物の両方の賃借によることが可能です。この場合、事業の継続に支障のない借用期間としてください。なお、根抵当権・抵当権のある用地及び建物は不可とします（ただし、法人の所有地で、当該法人の事業に関わる借入金の担保になっている場合は除く）。
- 4 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。また、整備を行う事業用地を確保するために必要となる賃料等についても応募者の負担となります。
- 5 提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません。応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう十分に検討した上で、具体的な内容のものを提出してください。
- 6 書類不備により失格となることのないよう、提出書類に記載する内容については、事前に介護保険課や関係部署に確認してください。
- 7 事業候補者の選定等に当たって当市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- 8 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。
- 9 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の各関係法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- 10 建設場所の近隣住民及び地域団体に対して、事業内容等について十分に説明を行ってください。
- 11 社会福祉法人は低所得者に対する利用者負担額軽減制度を実施してください。

6 補助金

主な補助内容は次の表のとおりです。

補助種目	対象	補助予定金額（上限）	内容
地域密着型サービス等の整備費	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室を整備する法人（※1）	4,480 千円×整備床数	事業所整備の際に必要な工事費等
介護施設等の施設開設準備経費	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室を整備する法人	839 千円×定員数	事業所開設の際に必要な初度経費 （備品購入費、開設前6か月間の介護、看護職員を訓練等のために雇用する経費、職員募集経費、開設のための普及啓発経費など）

（※1） 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）については、介護保険事業を運営した実績が令和5年4月1日時点で3年以上の法人に限り、補助対象とします。

補助金等の活用を予定している法人は、建築等整備に着手できる時期が補助金の内示後になりますので、ご注意ください。なお、補助内容、金額等は変更となる可能性もありますのでご了承ください。

【参考】令和5年度補助事業として施設整備する場合のスケジュール例

補助金の内示 → 入札 → 事業所整備・開設準備 → 開設（令和5年度末まで）

※この間交付申請書等提出、工事完了検査等があります。

7 応募方法

応募申込みをする事業者は、次の１（１）（２）の応募書類を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

1 提出書類一覧

（１）応募申込書関係書類一覧

	項目	内容		様式	提出部数
—	提出書類確認表	所定の様式		様式ア	各５部 (内訳) 原本１部 写し４部
1	令和５年度第２回地域密着型サービス事業等候補者応募申込書	所定の様式		様式１	
2	定款又は寄附行為	最新のもの		様式任意	
3	法人登記簿謄本（登記事項証明書）	令和５年９月１５日以降に発行されたもの		—	
4	法人の概要	①法人の沿革（経歴・実績） ②法人の基本的事項（代表者経歴、理事（役員）構成及び氏名等） ③現在運営している施設または事業の概要（パンフレット可）		様式任意	
5	事業予定地の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	必須	令和５年９月１５日以降に発行された土地・建物登記簿謄本（登記事項証明書）	—	
		借用	借地・借家契約書の写し ※借用予定の場合は、借地・借家に関する合意書(確約書)の写し ※合意書(確約書)が間に合わない場合は申立書	様式任意	
		購入	土地・建物の購入契約書の写し ※購入予定の場合は、購入に関する合意書(確約書)の写し ※合意書(確約書)が間に合わない場合は申立書		
6	納税証明書	加古川税務署または法人の主たる事務所を管轄する税務署で令和５年９月１５日以降に発行された国税の納税証明書 ※法人税、消費税の証明が必要です。課税のない場合でも提出が必要です。		—	
7	加古川市市税確認承諾書	所定の様式		様式７	原本１部

8	収支決算書等	①直近3年間の決算書類（貸借対照表、財産目録、損益計算書、勘定科目明細書等） ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は直近3年間の内容と実績 ③法人税の確定申告書（直近3年間分） ④消費税及び地方消費税の確定申告書の提出 控（税務署の受付印のあるもの（※電子申告の場合は、送信した内容を印刷したもの））（直近3年間分） 《新設法人の場合》 ① 贈与契約（確約）書（写） ② 贈与（寄付）者の残高証明書（※同一人で複数口座がある場合、同一日付）	様式任意	各5部 （内訳） 原本1部 写し4部
---	--------	--	------	-----------------------------

（2）事業計画概要書関係書類一覧

	項目	内容	様式	提出部数
—	提出書類確認表	所定の様式	様式イ	各16部 （内訳） 原本1部 写し15部
1	令和5年度第2回地域密着型サービス事業等候補者応募申込書	所定の様式	様式1	
2	地域密着型サービス事業計画概要書	所定の様式	様式2	
3	定員・従業者等事業計画概要書	所定の様式 ※該当する事業の様式に記入すること。	様式3の1	
4	事業計画提案書	所定の様式	様式4の1	
5	基本計画図面等	整備予定地の位置図（周辺の住宅地図等） 建物の配置図、立面図、平面図（用途、室別面積、廊下幅等を記載したもの）、現況写真（少なくとも4方向から撮影したもの） ※位置図には、最寄の駅またはバス停が確認でき、そこからの距離及び徒歩で要する時間を記載すること。	様式任意	
6	資金計画書	施設整備に要する費用の内訳 ※開設当初の運転資金も含めること。	様式5	
7	事業スケジュール	開設までの日程表	様式任意	
8	借入金償還計画表	元金、利率、期間、金融機関名等	様式6	
9	収支計画書	応募する事業の開始後5年分のもの ※会計区分は事業ごとに作成すること。 ※人件費等の諸経費及び事業による収入は、各種調査結果等をもとに、適切なものとする こと（極端に低い人件費による収支計算を行わないこと）。	様式8	
10	収支計画関連資料	人件費の想定 ※収支計画の算定にあたり、その他根拠資料があれば、様式任意で提出すること。	様式9	

2 提出書類の体裁

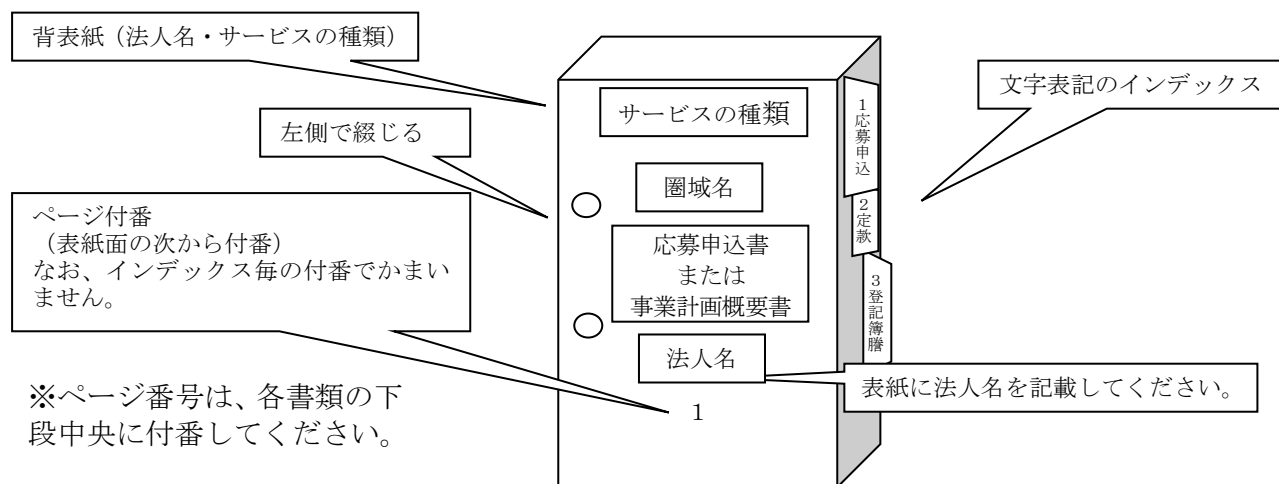
提出書類は、次の体裁で整えてください。

◇書類を「1（1）応募申込書関係書類一覧」・「1（2）事業計画概要書関係書類一覧」の項目順に並べ、書類下部中央にページ付番する（インデックス毎）。

◇「応募申込書」、「事業計画概要書」ごとに紙ファイル等で左側を綴じる。

◇項目ごとに、無地の紙を挟み文字表記のインデックスを付ける。

◇書類の大きさは、A4 縦版を原則とする。ただし、図面（A3 版とする。）や A4 版を超えるものについては A4 サイズに折り込むこと。



3 応募書類の受付及び問合せ先

受 付 期 間	受付場所・問合せ先
【受付期間】 令和5年 9月15日（金）から 令和5年 10月27日（金）まで 【受付時間】 午前 8:30～12:00、午後 1:00～5:15 ※土・日曜日、祝日は除きます。 ※ <u>電話連絡の上、郵送による提出も可とします。</u> ※受付期間を過ぎたものは受理しません。	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地 加古川市役所 新館 2 階 加古川市 福祉部 介護保険課 管理係 電話：079-427-9123 F A X：079-424-1322 Mail:fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp

8 事業候補者の選定及び審査方法等について

- 1 各応募者から提出された「応募申込書」及び「事業計画概要書」により、応募意思の確認・資格審査、本事業に対する考え方・理解度等を事業ごとに総合的に評価し、事業候補者を審査します。
- 2 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- 3 事業候補者は、加古川市介護保険運営協議会での審議を経て、市長が決定します。
- 4 選考の結果については、すべての応募者に対して文書で通知します。
- 5 審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。
- 6 事業候補者名等は、決定後に市ホームページにて公表します。決定後に辞退申出等があった場合も、その旨を公表します。決定後に辞退した場合、加古川市の実施する介護サービス事業者等の公募に5年間申し込むことを不可とする等の措置を課す場合があります。（書類作成を請け負った者も同様の扱いとします。）
- 7 事業候補者の都合により、実際の事業計画を応募内容から変更することは原則認めません。
- 8 事業候補者に決定された後、本公募に関する不正が明らかとなった場合、または応募できる事業者の資格要件を満たさなくなった場合、加古川市長が事業候補者の決定を取り消す場合があります。
- 9 事業候補者に選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。後日、改めて事業者の指定申請を行っていただきますが、指定基準を満たさない場合は、指定をしないことがあります。
- 10 審査・選定の結果について、異議申立ては受け付けません。

9 公募スケジュール

令和5年	9月15日（金）	応募申込受付開始
令和5年	10月27日（金）	応募申込受付終了
		応募者に対してヒアリングの実施 加古川市介護保険運営協議会による事業候補者の選考
令和5年	12月頃	事業候補者決定通知の送付